

新潟県公安委員会規則第11号

新潟県警察の交番及び駐在所の名称等に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成26年11月14日

新潟県公安委員会

委員長 小川 和明

新潟県警察の交番及び駐在所の名称等に関する規則の一部を改正する規則

新潟県警察の交番及び駐在所の名称等に関する規則（昭和44年新潟県公安委員会規則第11号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）が存在する場合には当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には当該改正後部分を加える。

次の表の改正前の欄の表中太線で囲まれた部分（以下「改正表」という。）に対応する次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分（以下「改正後表」という。）が存在する場合には当該改正表を当該改正後表に改め、改正表に対応する改正後表が存在しない場合には当該改正表を削り、改正後表に対応する改正表が存在しない場合には当該改正後表を加える。

改 正 後				改 正 前			
別表				別表			
署名	名 称	位 置	所 管 区 域	署名	名 称	位 置	所 管 区 域
(略)				(略)			
長岡警察署	長岡駅交番	長岡市城内町2丁目	長岡市のうち今朝白1・2・3丁目、台町1・2丁目、福住1・2・3丁目、大手通1・2丁目、殿町1・2・3丁目、東坂之上町1・2・3丁目、城内町1・2・3丁目、坂之上町1・2・3丁目、 <u>関東町、袋町1・2・3丁目、神田町1丁目、旭町1・2丁目、長町1丁目</u>	長岡警察署	長岡駅交番	長岡市城内町2丁目	長岡市のうち今朝白1・2・3丁目、台町1・2丁目、福住1・2・3丁目、大手通1・2丁目、殿町1・2・3丁目、東坂之上町1・2・3丁目、城内町1・2・3丁目、坂之上町1・2・3丁目
							<u>表町交番</u>

					長町1・2丁目
川崎交番	長岡市川崎5丁目	長岡市のうち川崎町、川崎1・2・3・4・5・6丁目、干場1・2丁目、東神田1・2・3丁目、地藏1・2丁目、愛宕1・2・3丁目、東栄1・2・3丁目、琴平1・2丁目、美園1・2丁目、豊1・2丁目、堀金1・2・3丁目、新保1・2・3・4・5丁目、 <u>稽古町</u>	川崎交番	長岡市川崎5丁目	長岡市のうち川崎町、川崎1・2・3・4・5・6丁目、干場1・2丁目、東神田1・2・3丁目、地藏1・2丁目、愛宕1・2・3丁目、東栄1・2・3丁目、琴平1・2丁目、美園1・2丁目、豊1・2丁目、堀金1・2・3丁目、新保1・2・3・4・5丁目
新町交番	長岡市西新町2丁目	長岡市のうち西新町1・2丁目、東新町1・2・3丁目、東新町、新町1・2・3丁目、琴平3丁目、泉1・2丁目、石内1・2丁目、松葉1・2丁目、西藏王1・2・3丁目、蔵王1・2・3丁目、蔵王町、東蔵王1・2・3丁目、城岡1・2・3丁目、城岡町、寿1・2・3丁目、北園町、原町1・2丁目、下々条1・2・3・4丁目、 <u>中島7丁目、昭和2丁目、西神田1・2丁目、西神田町、神田町2・3丁目、長町2丁目</u>	新町交番	長岡市西新町2丁目	長岡市のうち西新町1・2丁目、東新町1・2・3丁目、東新町、新町1・2・3丁目、琴平3丁目、泉1・2丁目、石内1・2丁目、松葉1・2丁目、西藏王1・2・3丁目、蔵王1・2・3丁目、蔵王町、東蔵王1・2・3丁目、城岡1・2・3丁目、城岡町、寿1・2・3丁目、北園町、原町1・2丁目、下々条1・2・3・4丁目
千手交番	長岡市西千手2丁目	長岡市のうち宮原1・2・3丁目、三和1・2・3丁目、千歳1・2・3丁目、南町1・2・3丁目、千手1・2・3丁目、西千手1・2・3丁目、幸町1・2・3丁目、柏町1・2丁目、左近町、三和町、草生津1・2・3丁目、左近1・2・3丁目、山田1丁目、 <u>本町1・2・3丁目、表町1・2・3・4丁目、柳原町、春日1・2丁目、船江町、上田町、渡里町、呉服町1</u>	千手交番	長岡市西千手2丁目	長岡市のうち宮原1・2・3丁目、三和1・2・3丁目、千歳1・2・3丁目、南町1・2・3丁目、千手1・2・3丁目、西千手1・2・3丁目、幸町1・2・3丁目、柏町1・2丁目、左近町、三和町、草生津1・2・3丁目、左近1・2・3丁目、山田1丁目、 <u>旭町1・2丁目</u>

		・2丁目、山田2・3丁目、日赤町1・2・3丁目、信濃1・2丁目、中島1・2・3・4・5・6丁目、水道町1・2・3・4・5丁目、昭和1丁目、寺島町の一部（信濃川右岸の地域）、草生津町の一部（信濃川右岸の地域）、岡村町の一部（信濃川右岸の地域）			
	(略)			(略)	
希望が丘交番	長岡市喜多町	長岡市のうち北山町、北山1・2・3・4丁目、下山1・2・3・4・5・6丁目、大山1・2・3丁目、宝地町、上除町、上除町西1・2丁目、石動町、石動南町、喜多町、七日町、南七日町、福山町、希望が丘1・2丁目、希望が丘南5・6丁目、新産1・2・3・4丁目、新産東町、下山町、大島町、西津町（飛地を除く。）、草生津町（信濃川右岸の地域を除く。）、岡村町（信濃川右岸の地域を除く。）、向島町、大字日越	希望が丘交番	長岡市喜多町	長岡市のうち大島本町1・2・3・4・5丁目、大島新町1・2・3・4・5丁目、三ツ郷屋1・2丁目、三ツ郷屋町、北山町、北山1・2・3・4丁目、下山1・2・3・4・5・6丁目、大山1・2・3丁目、緑町1・2・3丁目、宝地町、堺町の一部（一般国道8号の南側の地域）、堺東町、上除町、上除町西1・2丁目、石動町、石動南町、喜多町、七日町、南七日町、福山町、高瀬町の一部（一般国道8号の南側の地域）、希望が丘1・2・3・4丁目、希望が丘南5・6丁目、千秋1・2・3丁目、新産1・2・3・4丁目、新産東町、古正寺1・2・3丁目、古正寺町、寺島町、下山町、大島町、西津町（通称才津町1・2・3・4丁目を除く。）、関原町1丁目の一部（旧上除町）、関原東町の一部（旧上除町）、大字日越
緑町交番	長岡市緑町1丁目	長岡市のうち大島本町1・2・3・4・5丁目、大島新町1・2・3・4・5丁目、三ツ			

		郷屋 1・2丁目、三ツ郷屋町、緑町 1・2・3丁目、堺町、堺東町、希望が丘 3・4丁目、千秋 1・2・3丁目、古正寺 1・2・3丁目、古正寺町、寺島町（信濃川右岸の地域を除く。）、王番田町、雨池町、高瀬町
(略)		
深沢町 駐在所	長岡市 深沢町	長岡市のうち深沢町、才津西町、才津東町、才津南町、長峰町、上富岡町、上富岡 1・2丁目、親沢町、藤橋 1・2丁目、西津町の一部（飛地）、西野の一部（通称泉島）
(略)		
下柳交 番	長岡市 荻野 1 丁目	長岡市のうち宮関 1・2・3・4丁目、宮関町、下柳 1・2・3丁目、下柳町、荻野町、荻野 1・2丁目、藤沢 1・2丁目、藤沢町、江陽 1・2丁目、堤町、上野町、巻島町、巻島 1・2丁目、千秋 4丁目、渡場町、槇山町、槇下町、芹川町、李崎町、脇川新田町、川袋町、南新保町、花井町、高野町、三之宮町、大荒戸町、上柳町、雁島町、成沢町、福道町、福戸町、寺宝町、河根川町、新開町、黒津町の一部（信濃川左岸の地域）、蓮瀉 1・2・3・4・5丁目、蓮瀉町、鉄工町 1・2丁目
関原町 駐在所	長岡市 関原町	長岡市のうち関原町 1・2・3・5丁目、関

(略)		
深沢町 駐在所	長岡市 深沢町	長岡市のうち深沢町、才津西町、才津東町、才津南町、長峰町、上富岡町、上富岡 1・2丁目、親沢町、藤橋 1・2丁目、西津町の一部（通称才津町 1・2・3・4丁目）、西野の一部（通称泉島）
(略)		
下柳交 番	長岡市 荻野 1 丁目	長岡市のうち宮関 1・2・3・4丁目、宮関町、下柳 1・2・3丁目、下柳町、荻野町、荻野 1・2丁目、藤沢 1・2丁目、藤沢町、江陽 1・2丁目、堤町、上野町、巻島町、巻島 1・2丁目、千秋 4丁目、渡場町、槇山町、槇下町、芹川町、李崎町、脇川新田町、川袋町、南新保町、花井町、高野町、三之宮町、大荒戸町、上柳町、雁島町、成沢町、福道町、福戸町、 <u>王番田町</u> 、寺宝町、河根川町、新開町、 <u>雨池町</u> 、黒津町の一部（信濃川左岸の地域）、蓮瀉 1・2・3・4・5丁目、蓮瀉町、鉄工町 1・2丁目、 <u>堺町</u> （一般国道 8 号の南側の地域を除く。）、 <u>高瀬町</u> （一般国道 8 号の南側の地域を除く。）
関原町 駐在所	長岡市 関原町	長岡市のうち関原町 1丁目（旧上除町を除

		1丁目	原東町、関原西町、関原南1・2・3・4・5丁目、雲出町、西陵町、白鳥町、高頭町、高寺町、五反田町、新陽1・2丁目			1丁目	く。)、関原町2・3・5丁目、関原東町(旧上除町を除く。)、関原西町、関原南1・2・3・4・5丁目、雲出町、西陵町、白鳥町、高頭町、高寺町、五反田町、新陽1・2丁目
	(略)				(略)		
	(略)				(略)		
十日町警察署	(略)			十日町警察署	(略)		
	吉田駐在所	十日町市南鑑坂	(略)		小泉駐在所	十日町市小泉	(略)
	(略)				(略)		
	(略)				(略)		

附 則

この規則中別表長岡警察署の部の改正は平成26年11月17日から、その他の改正は平成26年11月21日から施行する。